

岩手県告示第43号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定により、指定調査機関の住所及び調査事務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定調査機関の名称	住 所		調査事務を行う事務所の所在地		変更しようとする 年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会	盛岡市中央通三丁目7番30号	盛岡市中ノ橋通二丁目4番16号 や まのえんビル1階	盛岡市中央通三丁目7番30号	盛岡市中ノ橋通二丁目4番16号 や まのえんビル1階	平成28年7月1日